

18 選挙

郵便等による不在者投票 (身)

〔対象者〕

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
 - 両下肢、体幹、移動機能の障害 1級又は2級
 - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害 1級又は3級
 - 免疫又は肝臓の障害 1級から3級
- ・戦傷病者手帳をお持ちの方
 - 両下肢、体幹の障害 特別項症から第2項症
 - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害 特別項症から第3項症
- ・介護保険の被保険者証をお持ちの方
 - 要介護状態の区分 要介護5

〔手続き〕

郵便等投票を行うには、あらかじめ『郵便等投票証明書』の交付を受けてください。選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添えてお申し込みください。

手続きが終わりましたら、区の選挙管理委員会から『郵便等投票証明書』が届きます。

選挙の際は、その証明書を添えて投票日の4日前までに投票用紙等を請求してください。

投票用紙等が自宅等に郵送されますので、投票日前日までに記載済みの投票用紙が区選挙管理委員会に到着するよう郵送してください。証明書の有効期限は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳の方が7年、要介護5の方は、要介護認定の有効期間の末日までです。

〔窓口〕

各区役所 選挙管理委員会（総務企画課）

名 称	電話番号	F A X 番号
門司区選挙管理委員会	093-331-1880	093-331-1805
小倉北区選挙管理委員会	093-582-3302	093-571-7533
小倉南区選挙管理委員会	093-951-4113	093-951-5553
若松区選挙管理委員会	093-761-5328	093-761-4975
八幡東区選挙管理委員会	093-671-2887	093-681-8329
八幡西区選挙管理委員会	093-642-1443	093-622-6463
戸畑区選挙管理委員会	093-871-3453	093-871-4807

【代理記載制度】

さらに、郵便等による不在者投票ができる方で次の要件にも該当する方は、あらかじめ『郵便等投票証明書』を添えて、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に代理記載人を届け出ることによって、代理記載人が本人に代わって投票の記載をすることができます。

《対象者》

- ・身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級として記載されている方
 - ・戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までとして記載されている方
- ※代理記載人は「選挙権を有する方」を届け出てください。

点字投票・代理投票 ⑧

〔対象者〕

ご自分で字を書くことが困難な方

〔内容〕

点字ができる方は、点字投票ができます。投票所には、点字器のほか、点字の候補者氏名等の掲示物、補助照明等を用意しています。

また、ご自分で字を書くことが困難な方は、投票所の係員が代筆で投票用紙に記入する代理投票ができます。投票の秘密は固く守られます。

投票所では、車椅子に座ったままで投票ができる特設記載台も設置しています。

〔窓口〕

各区役所 選挙管理委員会（総務企画課）

名 称	電話番号	F A X 番号
門司区選挙管理委員会	093-331-1880	093-331-1805
小倉北区選挙管理委員会	093-582-3302	093-571-7533
小倉南区選挙管理委員会	093-951-4113	093-951-5553
若松区選挙管理委員会	093-761-5328	093-761-4975
八幡東区選挙管理委員会	093-671-2887	093-681-8329
八幡西区選挙管理委員会	093-642-1443	093-622-6463
戸畑区選挙管理委員会	093-871-3453	093-871-4807

点字・音声版の北九州市長選挙及び北九州市議会議員選挙のお知らせ ⑧

〔対象者〕

目の不自由な方

〔内容〕

北九州市長選挙及び北九州市議会議員選挙の選挙公報を点訳した「点字版選挙のお知らせ」及び音訳した「音声版選挙のお知らせ」（CD）を希望者に送付します。

〔窓口〕

北九州市選挙管理委員会行政委員会事務局

TEL 093-582-3071 FAX 093-582-3016